

議案第 号

宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年(2018年)8月 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例

宝塚市立健康センター条例(昭和62年条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1 総合健診コースの部中

「

市内在住又は市内在勤者	1回	27,000円
上記以外の者	1回	36,000円

」

を

「

市内在住者又は市内在勤者	1回	30,000円
上記以外の者	1回	39,000円

」

に改め、同表健康増進法等に基づく検診の部中

「

喀痰細胞診(肺がん検診受診者で ^{かたん} 喀痰細胞診が必要なものに限る。)	1件	500円
---	----	------

」

を

「

喀痰細胞診(肺がん検診受診者で ^{かたん} 喀痰細胞診が必要なものに限る。)	1件	800円
---	----	------

」

に、

乳がん検診（40歳以上50歳未満の者が受診する場合に限る。）	1件	2,000円
--------------------------------	----	--------

を

乳がん検診（40歳以上50歳未満の者が受診する場合に限る。）	1件	1,500円
--------------------------------	----	--------

に、

子宮がん検診（頸部細胞診）	1件	700円
---------------	----	------

を

子宮がん検診（頸部細胞診）	1件	1,000円
---------------	----	--------

に、

前立腺がん検診	1件	1,000円
---------	----	--------

を

前立腺がん検診	1件	1,300円
---------	----	--------

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、平成31年4月1日以後に受ける検診等に係る使用料について適用し、同日前に受けた検診等に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 号

宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例の制定について
 宝塚市立健康センター条例(昭和62年条例第18号)新旧対照表
 (現行)

別表第1(第5条関係)

種別	金額		
	総合健診コース	市内在住又は市内在勤者	1回
上記以外の者		1回	36,000円
健康増進法等に基づく検診	^{かくたん} 喀痰細胞診(肺がん検診受診者で ^{かくたん} 喀痰細胞 診が必要なものに限る。)	1件	500円
	乳がん検診(40歳以上50歳未満の者が受診 する場合に限る。)	1件	2,000円
	子宮がん検診(^{けいぶ} 頸部細胞診)	1件	700円
	前立腺がん検診	1件	1,000円

(改正案)

別表第1(第5条関係)

種別	金額		
	総合健診コース	市内在住者又は市内在勤者	1回
上記以外の者		1回	39,000円
健康増進法等に基づく検診	^{かくたん} 喀痰細胞診(肺がん検診受診者で ^{かくたん} 喀痰細胞 診が必要なものに限る。)	1件	800円
	乳がん検診(40歳以上50歳未満の者が受診 する場合に限る。)	1件	1,500円

	子宮がん検診(頸部細胞診) ^{けいぶ}	1件	1,000円
~~~~~			
	前立腺がん検診	1件	1,300円
~~~~~			

宝塚市立健康センターにおいて実施する総合健診コース、
健康増進法等に基づく検診に係る使用料の見直しについて

1 見直しの内容

総合健診コースは、平成 14 年度に使用料の改定を行って以来、据え置きとしており、総合健診コースを含む健康増進事業は赤字となっていることから、適正な使用料となるよう見直し、併せて文言の整理を行う。

また、健康増進法等に基づく検診（以下「がん検診」という。）についても、10 年以上使用料の改定を行っていないことから、適正な使用料となるよう見直しを行う。

なお、昨年度の定期監査において、同様の指摘を受けている。

条例の施行日は、平成 31 年 4 月 1 日からとする。

種別	金額			
	現行	改正案	回数	金額
総合健診コース	現行	市内在住又は市内在勤者	1回	27,000 円
	改正案	市内在住者又は市内在勤者		30,000 円
	現行	上記以外の者	1回	36,000 円
	改正案			39,000 円
健康増進法等に基づく検診	現行	喀痰細胞診(肺がん検診受診者で喀痰細胞診が必要なものに限る。)	1件	500 円
	改正案			800 円
	現行	乳がん検診(40歳以上50歳未満の者が受診する場合に限る。)	1件	2,000 円
	改正案			1,500 円
	現行	子宮がん検診(頸部細胞診)	1件	700 円
	改正案			1,000 円
	現行	前立腺がん検診	1件	1,000 円
	改正案			1,300 円

2 使用料見直しの考え方について

(1) 総合健診コース

ア 「市内在住者又は市内在勤者」の使用料は、平成 14 年度の診療報酬によって設計した単価をもとに使用料を設定した。(平成 14 年度以降改正していない。)

このことから、健康増進事業の収支が赤字にならない程度の金額にすることとし、平成 30 年度の診療報酬をもとに検討した結果、平成 30 年度診療報酬の約 9 割に相当する額 (30,000 円) とする。(試算では、改定後は約 50 万円の黒字)

(9 ページ、「1 健康増進事業の収支」参照)

イ 「市内在住又は市内在勤者」以外の者についても、従来の 36,000 円を、同額 (3,000 円) 引き上げることとする。

(2) がん検診

ア 基本は委託料の 3 割程度とし、4 割を超えるものは引き下げを検討する。

- イ 他市町との均衡も考慮する。(9 ページ、「3 阪神 7 市 1 町がん検診 (集団検診) 自己負担額一覧」参照)
- ウ 受診率や経済的な配慮から、生活保護世帯はすべてのがん検診で、市民税非課税世帯、70 歳以上、国保・後期高齢者医療の被保険者については、前立腺がん検診を除き、引き続き無料で受診できるようにする。
- エ 平成 30 年度予算要求時の受診者数見込によると、歳入は約 70 万円の増加が見込まれる。(10 ページ「4 がん検診 平成 30 年度予算で見込んだ受診者数による歳入見込み」参照)

種類	委託料①	現行使用料②	率 ②/① × 100	使用料案③	率 ③/① × 100
胃	3,456	1,000	28.9%	-	-
肺	1,151	400	34.8%	-	-
喀痰	2,937	500	17.0%	800	27.2%
大腸	1,274	500	39.2%	-	-
乳(40-50未満)	4,860	2,000	41.2%	1,500	30.9%
乳(50以上)	4,860	1,500	30.9%	-	-
子宮頸	5,400	700	13.0%	1,000	18.5%
肝炎	2,324	800	34.4%	-	-
前立腺	1,447	1,000	69.1%	1,300	89.8%

- 子宮頸がん検診は、委託料の 3 割とすると引き上げ幅が大きいことから、他市町の額を参考に、約 2 割の 1,000 円とする。(9 ページ、「3 阪神 7 市 1 町がん検診 (集団検診) 自己負担額一覧」参照)
- 乳がん検診 (40 歳以上 50 歳未満の者が受診する場合に限る。) は、委託料の 3 割で乳がん検診 (50 歳以上の者が受診する場合に限る。) と同額の 1,500 円とする。
- 大腸がん検診は、阪神間で最低額であるため、据え置きとする。
- 前立腺がんは、国が推奨する対策型のがん検診ではなく、任意型検診として実施しており、自己負担額については、対策型検診より自己負担を求めるものとして委託料の 9 割とする。(10 ページ、「5 兵庫県内において、前立腺がん検診の自己負担額が 1,000 円以上の市 一覧」参照)

3 今後の見直しについて

(1) 総合健診コース

事業収支を毎年検証し、赤字が続くようであれば、使用料の見直しを検討する。

(2) がん検診

2 年ごとに実施される診療報酬の改定 (=委託料の見直しの大きな要因) により、委託料に変更が生じた場合は、使用料の見直しを検討する。

資料

1 健康増進事業の収支

総合健診コース(市民等 1回)	27,000円			30,000円	内容
	平成27年度 決算	平成28年度 決算	平成29年度 決算	平成31年度 見込	
職員人件費	19,434,614	20,135,075	18,687,000	18,381,800	嘱託医師(H30年度から医師2名体制)、職員(A40%、B10%)、日々雇用医師人件費
需用費 (消耗品・備品修繕費等)	2,632,432	145,319	156,993	156,993	消耗品・備品修繕費(H27年度は備品修繕費でX線管球交換実施)
役務費 (通信運搬費、手数料)	1,325,280	913,480	952,500	952,500	郵便料・クリーニング代
委託料	101,971,156	110,648,214	113,716,670	114,268,670	健診業務委託料、医療機器保守点検に関する委託料
使用料	0	378,972	769,824	6,169,824	医療機器リース料(眼底カメラ、心電図計など)。H31年度から胃部X線撮影装置、超音波検査装置の更新(予定)
備品購入費	2,662,879	3,140,492	3,218,084	3,218,084	法定耐用年数をもとに、減価償却定額法の償却率相当額を計上
支出合計	128,026,361	135,361,552	137,501,071	143,147,871	
収入合計	119,143,280	127,207,544	131,852,843	143,672,126	
差引(収入-支出合計)	△ 8,883,081	△ 8,154,008	△ 5,648,228	524,255	

※ この表の健康増進事業支出額は、健康増進事業に、関連する他事業予算(人件費等)を含みます。購入備品については、購入額で当該年度に反映せず、減価償却定額法の償却率相当額で複数年度にわたって計上しています。

2 健康ドック受診者状況

(単位:人)

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市内在住・勤	2,488	2,529	2,761	3,053	3,218
上記以外	31	29	31	33	19
合計	2,519	2,558	2,792	3,086	3,237

3 阪神7市1町がん検診(集団検診)自己負担額一覧

(単位:円)

種類	宝塚市	尼崎市	西宮市	芦屋市	伊丹市	川西市	三田市	猪名川町
胃がん	1,000	800	1,000	2,500	500	1,000	1,000	500
肺がん	400	300	300	無料	100	500	300	200
喀痰検査	500	600	700	900	400	肺がん検診に含む	500	肺がん検診に含む
大腸がん	500	900	600	800	600	500	600	500
子宮頸がん	700	/	1,000	/	/	1,000	1,500	1,000
乳がん (40-50未満)	2,000	/	1,500	2,000	2,000	1,000	2,000	1,500
乳がん (50以上)	1,500	/	1,500	2,000	2,000	1,000	1,500	1,500
肝炎	800	600	700	無料	/	1,000	1,100	1,000
前立腺がん	1,000	/	1,000	1,000	/	1,000	1,000	1,000

2018/5/25 各市町HP調査による。

4 がん検診 平成30年度予算で見込んだ受診者数による歳入見込み

種類	現行(円)	改定後(円)	自己負担の差(円) ①	30予算の歳入人数 (人) ②	① × ② (円)
喀痰検査	500	800	300	38	11,400
子宮頸がん	700	1,000	300	825	247,500
乳がん(40-50未満)	2,000	1,500	△ 500	150	△ 75,000
前立腺	1,000	1,300	300	1,662	498,600
合計	—	—	—	—	682,500

【参考1】

平成28年度 阪神7市1町がん検診受診率(5大がん)

	胃がん健診	肺がん検診	大腸がん検診	子宮頸がん検診	乳がん検診
宝塚市	4.8%	28.8%	24.0%	14.5%	17.6%
尼崎市	2.9%	7.6%	11.3%	6.1%	9.1%
西宮市	3.9%	5.0%	8.8%	14.1%	17.8%
芦屋市	3.5%	31.1%	26.6%	19.2%	12.7%
伊丹市	3.2%	3.7%	17.3%	20.3%	15.7%
川西市	3.9%	24.0%	19.3%	13.0%	11.3%
三田市	6.9%	11.3%	12.1%	24.8%	20.8%
猪名川町	22.3%	46.0%	42.3%	35.7%	35.4%
県平均	6.1%	13.6%	17.3%	16.9%	19.4%

兵庫県疾病対策課作成資料抜粋

※ 対象者数を国勢調査に基づいて算出し、受診率を計算したものです。

【参考2】

宝塚市におけるがん検診受診実績

(単位: 人)

	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	前立腺がん
平成27年度	3,826	21,354	20,116	5,341	4,442	5,717
平成28年度	3,516	21,091	17,603	5,187	4,243	5,589
平成29年度	3,319	21,369	17,471	5,596	3,730	5,659

5 兵庫県内において、前立腺がん検診の自己負担額が1,000円以上の市 一覧

自己負担額	市名					
1,000円	神戸市(集団健診受診時に同時受診)	三木市				
1,200円	篠山市					
1,300円	西脇市					
1,500円	神戸市(単独で受診)	小野市	加古川市	高砂市	洲本市	南あわじ市
1,600円	丹波市					

※ 各市のHPを閲覧し集約。調査結果で判明したものだけを掲載。

平成30年4月1日現在